三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字菅八五二の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字小木曽一六七四の一、一六七五の一、一六七五の三から一六七五の五まで、四一六七の一、四一六八、四一六九、四一七〇の四、四一七〇の二二、五一九一の一から五一九一の三まで、五一九三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市八坂字場口畑六八九二、六八九四の一、字北ノ沢六九〇三、一〇八三八、字楮畑一〇八二九の一、一〇八三一の一、一〇八三三、字鷲畑ケ一〇八三二の八、一〇八四〇、一〇八四一、一〇八五八、一〇八六〇、字道祖神一〇八九五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡北相木村字栗平四二九五の一、四二九五の二、字金山四二九六の一、四二九七の一、四二九七の二、四三〇一の一、四三〇一の四、四三〇二の一、四三〇三、四三〇五の一、四三〇五の二、四三〇六の一、四三〇六の二、四三〇七から四三一〇まで、四三一二、四三一四の一、四三一四の二、四三一五の一、四三一五の二、四三二六の一、四三二六の二、四三二七、四三二八の一、四三二八の四、四三二八の六、四三二八の八、字小池四三二九の一、四三二九の五、四三二九の七、字栃女郎四三四五、四三四六の一、四三四六の二、四三四七の一、四三四七の二、四三四八の一、四三四八の二、四三四九、四三五〇の一から四三五〇の四まで、四三五〇の七、四三五二の一から四三五二の四まで、四三五三の一、四三五三の二、四三六二の一から四三六二の四まで、字サス原四六七九、四六八〇、四六八六の一、四六八七の一、四六八七の二、四六八九
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡北相木村字栗ノ沢三八七二から三八七四まで、三八七五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字栗ノ沢三八七四・三八七五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡北相木村字三坂四二六五の一、四二六六から四二六八まで、字下木沢四四一五、字深沢四八一三、四八一四の一から四八一四の四まで、四八二五の一、四八二五の二、四八二五の四、四八二六の一、四八二八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市龍江一四七七の一、一四九六、一四九七、一五〇〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備